

運航基準（新）

網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路

平成 24 年 3 月 10 日新規

平成 26 年 4 月 7 日改訂

平成 29 年 4 月 8 日再改訂

前田 光彦

目 次

第 1 章 目 的

第 2 章 運航の可否判断

第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、網走イルカ・クジラウォッチング沖合航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程	港内区域を5割以上の面積で流氷が流入してきている場合もしくは本船の航行に支障をきたすほど著しく港内が結氷した場合
網走港		5m/s以上	0.5m以上	300m以下	

2 船長は、発航前において、航行に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 5m以上	波高 1.0m以上	発航後、大規模な流氷帯に遭遇又は接触するおそれがある場合
---------	-----------	------------------------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、大規模な流氷帯に遭遇又は接触するおそれがある場合、及び船体の動揺等により安全な航行が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波高	流氷
5m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	1.0m以上	レーダーもしくは目視により確認し、風向及び潮流により大規模な流氷帯が本船と遭遇又は接触するおそれがあると判断したとき

3 船長は、航行中、周囲の気象及び海象（視程を除く。）又は流氷に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的の航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとる。基準経路の変更により目的地点への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	波高	流氷
5m以上	1.0m以上	レーダーもしくは目視により確認し、風向及び潮流により大規模な流氷帯が本船と遭遇又は接触するおそれがあると判断したとき

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速度とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとる。

視程 300m以下

(入港の可否判断等)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程	港内区域を5割以上の面積で流氷が流入してきている場合もしくは本船の航行に支障をきたすほど著しく港内が結氷した場合
網走港		5m/s以上	0.5m以上	300m以下	

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議内容を運航記録簿及び運航可否判断記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者（船長が運航管理者を選任している場合を除く。）と協議して、次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 船長が運航管理補助者と連絡をとるべき地点
- (4) 航行経路付近に存在する魚網施設（定置網）等航行の障害となるものの位置
- (5) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 前項によることが困難な場合は、航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置、当該障害物を回避するための避険線等、必要と認める事項を記載した航行海域図を作成するものとする。

3 船長は、基準経路、避険船その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速力	毎分機関回転数
再微速	4ノット	500rpm
微速	6ノット	800rpm
半速	10ノット	1200rpm
航海速力	20ノット	2200rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条 船長は、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法等の関係法令を遵守するとともに、各海域及び港内における特定航法、港長公示事項、漁業協同組合との協定事項等を守らなければならない。又、特に次の事項に留意すること。

- (1) 基準航路を航行中に操業中の漁船に接近した場合は、当該漁船の操業の妨げにならないよう十分注意して航行する。
- 2 流氷帯付近を航行する場合の航法は、以下のとおりとする。
 - (1) 流氷帯から15m以内には接近しない
 - (2) 流氷帯の規模及び海風、潮流による動向には十分注意して航行する。
 - (3) 海風、潮流により流氷が著しく接近するおそれがあるとき等、基準航路の航行の継続が危険と判断される場合には、航行の継続を中止し、避港又は帰港する。
 - (4) 目視及びレーダーを有効に活用し、常に流氷の動向を把握して航行する。

(通常連絡等)

第10条 船長は基準経路上において、2時間30分コースについては、出港後45分経過後と出港後90分経過後の2回、10時間コースについては、出航後2時間経過後、出航後4時間経過後、出航後6時間経過後、出航後8時間経過後の計4回、運航管理補助者あて次の(1)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 連絡事項
 - ①通過地点箇所
 - ②通過時間
 - ③天候、風向、風速、波浪、視程、流氷の状況
 - ④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項
- 2 運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港10分前となったときは、運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理補助者の援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。
 - (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
 - (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
 - (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
通常の場合	(社) 網走市観光協会	NTT ドコモ携帯電話
緊急の場合	(社) 網走市観光協会	NTT ドコモ携帯電話

(機器点検)

第13条 船長は、網走川河口護岸付近にて周囲の状況に応じ、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第 14 条 船長及び運航管理補助者は、基準航路の変更に関して協議を行なった場合は、その内容を、運航管理日誌に記録するものとする。